

参自発0120第1号  
令和2年1月20日

文部科学省初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）  
（公 印 省 略）

令和元年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第7条第2項において、3月の1ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけ、同条第4項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

また、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、併せて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとも定められています。

このため、厚生労働省では、これらを根拠に、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに支援策及び啓発活動を強力に推進することとしています。

つきましては、上記の趣旨への御理解を賜り、貴省庁、貴管内の関係機関、関係団体等において、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただきますよう、ご協力お願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：氏家、小畑

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp